

一般社団法人 日本家政学会中部支部 支部奨励賞授賞内規

平成 22 年 7 月 31 日制定

1. 中部支部奨励賞の授賞は、本内規により行なう。
2. 本支部は、本学会で活躍することが期待される若手研究者等の研究の奨励を目的として、中部支部奨励賞を授賞する。
3. 中部支部奨励賞は次の三賞とする。
 - 1) 中部支部論文奨励賞は、家政学における将来性を示す独創的な研究を奨励するための賞であり、原則として 1 年間に 1 名以内とする。
 - 2) 中部支部大会発表奨励賞は、家政学における将来性を示す優秀な研究発表を奨励するための賞であり、原則として 1 年間に 2 名以内とする。
 - 3) 中部支部院生・学生発表奨励賞は、家政学における将来性を有す優秀な院生・学生の研究発表を奨励するための賞であり、原則として 1 年間に 2 名以内とする。
4. 中部支部奨励賞の授賞資格は次のとおりとする。
 - 1) 年齢は、45 歳程度までであること。
 - 2) 中部支部論文奨励賞、中部支部大会発表奨励賞の授賞者は、授賞のとき、(一社)日本家政学会中部支部会員であること。
 - 3) 中部支部院生・学生発表奨励賞の授賞者は、授賞のとき、中部地区の大学および大学院に在籍している学生であること。
5. 中部支部奨励賞の対象研究は次のとおりとする。
 - 1) 中部支部論文奨励賞は、当該年度の日本家政学会誌の 4 月号～3 月号に掲載された論文等（報文、ノート、資料）とする。ただし、授賞者が筆頭者である場合に限る。
 - 2) 中部支部大会発表奨励賞は、当該年度の支部大会において口頭発表またはポスター発表された研究で、発表申込時に審査希望の手続きを行なっている研究とする。ただし、授賞者が登壇者または説明責任者である場合に限る。
 - 3) 中部支部院生・学生発表奨励賞は、当該年度の院生・学生発表会において口頭発表された研究とする。ただし、授賞者が登壇者である場合に限る。
6. 中部支部奨励賞の授賞候補者の選考は、中部支部奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行なう。
 - 1) 選考委員会は委員長 1 名を含む 3～5 名の委員をもって構成する。ただし委員には支部幹事 1 名を含むものとする。
 - 2) 委員は、授賞候補者およびその共同研究者でないものとする。また、委員名は非公開とする。
 - 3) 委員は、役員幹事会が選定し、支部長が委嘱する。
 - 4) 委員長は委員の互選とする。
 - 5) 委員の任期は、委嘱の日から当該審査終了日までとする。ただし、再任は妨げない。
7. 選考の手順
 - 1) 中部支部論文奨励賞の選考にあたっては、上記論文を対象として、選考委員会で審査し、授賞候補者を選定する。なお、該当する授賞候補者のいない場合には、表彰は行なわない。
 - 2) 中部支部大会発表奨励賞および中部支部院生・学生発表奨励賞は、当該年度の各発表会において、選考委員が対象発表を視聴し、選考委員会にて授賞候補者を選定する。
 - 3) 選考委員会の委員長は、選定結果について文書をもって支部役員会に報告する。
 - 4) 支部役員会は選考委員会の報告に基づき、授賞者を決定する。
 - 5) 授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知する。
8. 中部支部奨励賞授賞者の表彰は、総会において支部長が行なう。賞として表彰状を、副賞として賞金を贈呈する。なお、これらに要する費用は、当支部の経費をもって充てる。
9. 中部支部奨励賞の公表は、表彰後、一般社団法人日本家政学会中部支部のホームページ上にて行なう。
10. 本内規の改廃は、中部支部役員会の議を経て行い、本部理事会に報告する。

附則

- 1 本規定は平成 22 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 平成 23 年 9 月 17 日一部改正施行
- 3 平成 24 年 7 月 28 日一部改正施行
- 4 2020 年 9 月 16 日一部改正施行